

基本仕様書

1 業務名

広島広域都市圏「ふるさとの魅力発見ツアー」の企画・実施等業務

2 業務概要

圏内住民の交流の促進や圏域の一体感の醸成を図るため、圏域内市町の観光地等への訪問や体験イベントへの参加など通じて、地域の魅力を発見してもらうツアーを実施する。

3 業務内容

(1) 受託者が企画・提案するツアーの実施

ただし、ツアー内容は以下の要件をすべて満たすものとする。

① 年間5本以上のツアーを実施すること

(うち1本については、西国街道に関連する行程を含むこと。また、宿泊型のツアーを企画・提案することも可能)

② 各ツアーの行程に別添「観光地等一覧表」に掲げる観光地等を1か所以上含むこと

③ 各ツアーの行程に広島広域都市圏内の2以上の市町を含むこと

④ 各ツアーの行程に広島広域都市圏外の市町を含まないこと

(2) 各市町の広報紙に掲載する広報原稿の作成

なお、作成した広報原稿は、募集を開始する月の前々月の1日までに広島広域都市圏協議会事務局(以下「協議会事務局」という。)へ提出すること。

(3) 参加者の募集及び応募の受付(参加の対象は、原則、圏域内市町の住民に限る。)

(4) 応募者が定員を超えた場合の参加者の抽選

(5) 応募者への当否の連絡

(6) ツアーに参加する者との契約の締結とこれに伴う参加費の徴収及び返還

(7) ツアー後の参加者へアンケートの実施(ただし、アンケート内容は協議会事務局と協議して作成する。)

4 委託業務実施報告書の提出

各ツアー終了後、委託業務実施報告書(様式不問)を作成し、回収したアンケートとともに速やかに協議会事務局に提出すること。

5 その他

(1) ツアーの企画及び実施に当たっては、協議会事務局及びツアーの行程を含む市町と協議すること。

(2) 本業務の実施において、事故防止等に万全を期すこと。事故等が発生し、第三者に被害を及ぼした場合は、受託者はその責任を負うこととし、事故等の内容及び対応について速やかに委託者に報告すること。

(3) 基本仕様書に基づいて作成したものに係る著作権等全ての権利は、協議会に帰属するものとする。

(4) この基本仕様書に疑義のあるとき、又は定めのない事項については、協議会及び受託者双方が協議してこれを定める。

(5) この基本仕様書に定めるもののうち、特別な事情が生じた場合、協議会及び受託者双方が協議の上、仕様条件を変更することがある。